

～転出に伴う諸手続きについて～

対象となる方	富山市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	転出日をもって登録がなくなります。印鑑登録証は破棄してください。転出日の前日までに印鑑証明書を請求される場合は、印鑑登録証と転出証明書をご持参ください。	必要な方は、新たに登録手続きをしてください。
住民基本台帳カード・マイナンバーカードをお持ちの方	裏面をご覧ください。	
公的個人認証サービス（電子証明書）を受けている方	電子証明書は転出日をもって自動的に失効します。	転入された市町村でカードを提示してください。
在留カード等をお持ちの方	特にありません。	
国民健康保険に加入されている方	国民健康保険の脱退の手続きが必要です。1階保険年金課⑭～⑯番窓口へおこしください。	転入された市町村で加入手続きをしてください。
後期高齢者医療制度に加入されている方	転出先が県外の場合は負担区分証明書を交付しますので、1階保険年金課⑰～⑱番窓口へおこしください。	転入された市町村で加入手続きをしてください。
国民年金に加入されている方	国外へ転出される方で、直前に退職されたり、任意加入を希望される場合などは1階保険年金課⑲番窓口へおこしください。	特にありません。
国民年金・厚生年金を受給されている方	特にありません。	転入された市町村でおたずねください。
介護保険被保険者証をお持ちの方・介護保険の要介護認定を受けている方	転出日の翌日をもって資格がなくなりますので、3階介護保険課へおこしください。	要介護認定を受けている方は、転入後14日以内に要介護認定の申請をしてください。
身体障害者手帳をお持ちの方	特にありません。	転入された市町村でおたずねください。
療育手帳をお持ちの方	県外へ転出される場合は、転入先での手続き後、富山市にて返還手続きをしてください。	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	特にありません。	転入された市町村でおたずねください。
自立支援医療受給者証（精神通院・育成医療）をお持ちの方		
福祉サービス受給者証・地域生活支援サービス受給者証をお持ちの方	1階障害福祉課⑳番窓口で受給者証をお返しください。	必要な方は、転入された市町村で新たに手続きをしてください。
重度心身障害者等医療費受給資格証または一部負担金助成該当者証をお持ちの方	1階障害福祉課⑳番窓口で資格証または該当者証をお返しください。（転出後、すぐに施設入所される方は㉑番窓口におこしください。）	市町村によって制度が異なりますので新住所地でおたずねください。（転出先での施設入所者を除く。）
自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方	特にありません。	転入された市町村で新たに手続きをしてください。
児童手当を受けている方	市民課窓口にて説明を受けてください。	転出予定日から15日以内に新たに申請手続きをしてください。
こども医療費受給資格証・ひとり親家庭等医療費受給資格証・妊産婦医療費受給資格証をお持ちの方	転出日をもって資格がなくなりますので、3階こども福祉課へおこしください。	市区町村によって制度が異なりますので、新住所地でおたずねください。
児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格のある方	3階こども福祉課で、転出届を提出してください。	証書、受給証明書をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。
お子さんが2・3号認定を受けて保育所等に入所されている方	転出後の継続入所はできませんので、施設へ退所届を提出してください。	保育所等に入所を希望する場合は、転入された市町村で申込み手続きをしてください。
お子さんが1号認定を受けて幼稚園等に在園中の方		継続して通園することに関して、広域入所ができる場合があります。転出前、転出後の市町村または在園中の幼稚園にお問い合わせください。
お子さんが市立の小・中学校に在学中の方	小・中学校長に転校の申出を行い、在学証明書・教科書給与証明書をもらってください。	転入届のあと、新しい学校の指定を受けてください。左記の在学証明書・教科書給与証明書は、指定された学校へ提出してください。
上下水道を使用されている方	上下水道局に使用中止の連絡をしてください。	転入された市区町村で使用開始の届出をしてください。
市税を納めている方	市民税課および資産税課に連絡をしてください。	転入された市町村でおたずねください。